

## 第4章 鳥取県社会福祉協議会の役割

### (県社協ミッション)

本章では、第3章で見てきた「目指す福祉社会」の実現に向けて県社協の果たすべきミッションを明らかにしていきます。

#### 県社協のミッション

県社協は「地域福祉の推進とみんなで作る福祉社会の実現」を基本理念としています。基本理念から導かれる県社協のミッションは次の3点です。

1. 県民参画による福祉のまちづくり（住民参画と市町村社協支援）
2. 安心して暮らせる仕組みづくり（利用者支援）
3. 福祉を担う人づくり（人材養成・確保）

これらの県社協のミッションは、県民の福祉を総合的に向上させようとするもので、日常的な福祉課題の解決の実現のみならず、県民が将来にわたり「鳥取県で生活してきたよかった」と実感できる仕組みづくりでもあります。

#### 1 「ほっとプラン2013」における基本的な考え方

「ほっとプラン2013」においては、次の点を基本的な考え方として取り組みます。

- (1) 市町村社協との連携・協働を強化する
- (2) 地域福祉への最重点化を図る
- (3) 制度の狭間にある「要援助者」の支援体制を構築する
- (4) 福祉サービスの向上を目指し、福祉に携わる人材を育成する
- (5) 社会福祉の調査研究と福祉政策への提言を行う

#### 2 県社協の法律等の位置付け

県社協は、法律上は社会福祉法（以下「法」という。）第110条で定められた事業を基本として実施することとされているほか、同法に定められた地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、福祉サービス運営適正化委員会の設置・運営事業についても行うこととされています。また、県から「福祉人材センター」の指定を受け、福祉・介護に関する研修機関としての役割も担っています。

さらに、生活福祉資金貸付事業やボランティア活動の振興・福祉教育、福祉団体の支援、鳥取県福祉・保健サービス評価事業、高齢者生きがい対策事業など幅広く県域を対象とした社会福祉事業を展開しています。

##### (1) 基本事業

県社協は、法第110条で「県域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉

の推進を図ることを目的とする団体であって、その県域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するもの」と規定されています。

- ① 法第 109 条第 1 項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
  - ② 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - ③ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
  - ④ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (2) 地域福祉権利擁護事業[日常生活自立支援事業] (法 81 条)
- (3) 福祉サービス運営適正化委員会 (法 83 条)
- (4) 社会福祉法人等経営指導事業 (法第 88 条)
- (5) 福祉人材センター事業 (法 93 条)
- [都道府県ごとに 1 か所に限り、都道府県知事が指定]
- (6) 国の通知等による事業
- ① 生活福祉資金貸付事業[一種事業]
  - ② ボランティア活動の振興、福祉教育
- (7) その他事業
- ① 福祉団体支援 (21 福祉団体事務局)
  - ② 鳥取県福祉・保健サービス評価事業
  - ③ 高齢者生きがい対策事業
  - ④ 鳥取県立福祉人材研修センター管理 (指定管理) 事業 (公益事業)
  - ⑤ 講師派遣・図書斡旋・広告等事業 (収益事業)

[社会福祉法 (抄) ]

## 第十章 地域福祉の推進

### 第二節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（都道府県社会福祉協議会）

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

### 3 県社協の将来を見据えた機能発揮

#### (1) 市町村社協との連携・協働を強化する〈重点目標1、2、3、5〉

地域の最前線で地域福祉の推進をリードする市町村社協と連携・協働した取組みを強化します。市町村社協の基盤強化策としてコミュニティソーシャルワーク※機能が十分発揮できる支援体制づくりを行い、各生活圏域ごとの地域福祉が推進するよう協力体制を構築します。

#### (2) 地域福祉分野への重点化を図る〈重点目標1、2、5〉

県社協では、平成24年度実施の全事業について本来担うべき事業であるかどうかの評価・検証を行い、その結果、基幹事業とフレキシブル事業(時代の要請に合わせて実施する事業)の仕分けを行いました。そして、特に基幹的な役割として、地域福祉分野へ重点化を図っていきます。

具体的には、鳥取県ならではの地域福祉の推進方策として「鳥取流安心生活総合支援ネットワーク」の形成を提唱し、これを基盤として『みんなでやらいや!「わが町」支え愛活動支援事業』を市町村社協等と協働で一体的に展開し、小地域(自治会・集落)で住民一人ひとりが安心して生活できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

そして、支え合いを基本として要援助者の不安や悩みを傾聴し、見守りやニーズ発掘につなげることが重要であるため、『傾聴ボランティア養成事業』を支え合いの重要なツールとして展開するなど、地域での支え合いの輪を広げていきます。

#### (3) 制度の狭間にある「要援助者」の支援体制を構築する〈重点目標1、2、3〉

経済的困窮者や多問題家庭など深刻な生活課題を抱え、制度の狭間にある要援助者への支援体制の構築は、社協としても喫緊の課題となっています。全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会では、2012(平成24)年10月「社協・生活支援活動強化方針」を策定し、地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた社協活動の方向性を示しました。

生活福祉資金貸付事業や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、社協が有する総合相談機能、個別支援を主眼とした地域に出向いていく取組み、介護保険事業を始めとする各種のサービス事業などを有効に活用して、生活課題の解決に結び付けていく取組みを目指します。

さらに、市町村社協が窓口となり必要に応じて、生活困窮者に経済的援助(現物給付)を行う、生活支援緊急サポート事業の創設について検討を進めます。

#### (4) 福祉サービスの向上を目指し、福祉に携わる人材を育成する

〈重点目標 1、2、4、5〉

##### 〈福祉人材の育成〉

福祉サービスの質は、要援助者の生命や生活と直結します。したがって、福祉サービス事業者は、サービスの質を高めていくための絶え間ない努力と実践に対する評価・検証をしていくことが必要です。

こうした観点から、県社協では、福祉人材センター事業として、福祉職場で働く職員の研修を計画的かつ体系的に実施するとともに、福祉研究学会の取組みを支援し、福祉関係者の研究の場面を設定し、レベルアップに向けた取組みを充実します。

また、支援を必要としている人が安心して暮らしていくためには、要援助者を発見し、その人にあった必要な適切なサービスを見出し、それにつないでいくことが必要です。つなげられたサービスは、要援助者にとって満足のものではなければなりません。こうした一連の支援活動の中では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)※や介護福祉士等の福祉専門職、民生委員※やボランティアなど様々な福祉に携わる人たちが関わります。

福祉に携わる人たちの知識・技能や実践力を高め、人員を確保・充実させていくことが重要であり、県社協では総合的に福祉人材の育成に取り組めます。

##### 〈福祉教育・学習の推進〉

「福祉の心」を子どもから大人まで絶え間なく育み、高め、身につけていくことがみんなでつくる福祉社会の実現につながります。

県社協では、県民のライフステージに応じた地域に根ざした福祉教育・学習を強力に推進します。

#### (5) 社会福祉の調査研究と福祉政策への提言を行う〈重点目標 1、3、4〉

福祉を取り巻く状況は、時代とともに刻々と変化していきます。そして、時として福祉制度・施策等が時代とそぐわなくなったり、制度の改善が必要な事項が生じたりします。県社協は、こうした現場の状況を常に調査研究し、改善が必要な場合は福祉政策を行政に提言するなど、積極的な働きかけを行います。

県社協には、上記の5つの機能の他にも社会福祉事業の経営に関する指導及び助言を行うことや福祉に係る当事者、職能団体等を適切に支援することが求められます。

その機能が十分に果たせるよう、職員の専門性を高める取組みを充実するとともに、福祉団体の適切な支援のあり方について検討を進めます。